

医師法第 16 条の 10 第 1 項に基づく
厚生労働大臣から公益社団法人日本リハビリテーション医学会への意見

1. 医療提供体制の確保に重大な影響を与える可能性に関すること
(医師法第 16 条の 10 関係)

(1) 令和 9 年度専攻医募集におけるシーリング案について

① 全般的な事項

- ・ 令和 8 年度に実施したシーリング制度の見直し及び令和 9 年度から導入することとなる特別地域連携プログラムの連携先要件の見直しについて、今後、日本専門医機構がその効果検証及び課題の整理を行うに当たっては、学会においても必要な協力を行うこと。

② 連携プログラム等について

- ・ 令和 9 年度のシーリングにおいて特別地域連携プログラムの連携先確保に向けて整備した協力体制及び連携候補施設一覧については、日本専門医機構において、基幹施設、連携候補施設、都道府県、学会等の関係者の意見を踏まえながら継続的な改善を図り、特別地域連携プログラムの一層の推進に向けた取組を進めることとしているため、学会においても必要な協力を行うこと。

③ 専門研修指導医のシーリング対象外の都道府県への派遣実績について

- ・ 指導医派遣について、派遣体制の維持・確保の状況や地域医療への効果を適切に把握・検証できるよう、日本専門医機構において、令和 8 年度専攻医募集に係るシーリング数を算出するために収集した指導医派遣実績の詳細な分析を行うこととしているため、学会においても必要な協力を行うこと。
- ・ 今後の指導医派遣実績の収集については、日本専門医機構において、派遣の実態や地域医療への効果を適切に把握・評価できるよう運用することとしている。また、収集項目については、指導医派遣の効果検証や制度運用の改善に資する情報を把握する観点から、日本専門医機構において検討を行うこととしているため、学会においても必要な協力を行うこと。

（２）その他

- ・ 各年度の専攻医募集に向けた一連の手続については、専門研修の円滑な実施、医療提供体制の確保及び関係者の制度運用上の負担の軽減の観点から、専攻医募集開始に係る全体スケジュールの早期化を図ることが望ましい。日本専門医機構において、各工程における調整の在り方や手続の見直しを行うなど、スケジュールの早期化に向けた検討を進めることとしているため、学会においても必要な協力を行うこと。
- ・ 専門研修の質の維持・向上と医療提供体制の確保の両立が図られるよう、日本専門医機構において、地域の医療需要や地理的要因等の実情を踏まえたシーリングの設定及び制度運用の在り方について検討を行うこととしているため、学会においても必要な協力を行うこと。

医師法第 16 条の 10 第 1 項に基づく
厚生労働大臣から公益社団法人日本医学放射線学会への意見

1. 医療提供体制の確保に重大な影響を与える可能性に関すること
(医師法第 16 条の 10 関係)

(1) 令和 9 年度専攻医募集におけるシーリング案について

① 全般的な事項

- ・ 令和 8 年度に実施したシーリング制度の見直し及び令和 9 年度から導入することとなる特別地域連携プログラムの連携先要件の見直しについて、今後、日本専門医機構がその効果検証及び課題の整理を行うに当たっては、学会においても必要な協力を行うこと。

② 連携プログラム等について

- ・ 令和 9 年度のシーリングにおいて特別地域連携プログラムの連携先確保に向けて整備した協力体制及び連携候補施設一覧については、日本専門医機構において、基幹施設、連携候補施設、都道府県、学会等の関係者の意見を踏まえながら継続的な改善を図り、特別地域連携プログラムの一層の推進に向けた取組を進めることとしているため、学会においても必要な協力を行うこと。

③ 専門研修指導医のシーリング対象外の都道府県への派遣実績について

- ・ 指導医派遣について、派遣体制の維持・確保の状況や地域医療への効果を適切に把握・検証できるよう、日本専門医機構において、令和 8 年度専攻医募集に係るシーリング数を算出するために収集した指導医派遣実績の詳細な分析を行うこととしているため、学会においても必要な協力を行うこと。
- ・ 今後の指導医派遣実績の収集については、日本専門医機構において、派遣の実態や地域医療への効果を適切に把握・評価できるよう運用することとしている。また、収集項目については、指導医派遣の効果検証や制度運用の改善に資する情報を把握する観点から、日本専門医機構において検討を行うこととしているため、学会においても必要な協力を行うこと。

（２）その他

- ・ 各年度の専攻医募集に向けた一連の手続については、専門研修の円滑な実施、医療提供体制の確保及び関係者の制度運用上の負担の軽減の観点から、専攻医募集開始に係る全体スケジュールの早期化を図ることが望ましい。日本専門医機構において、各工程における調整の在り方や手続の見直しを行うなど、スケジュールの早期化に向けた検討を進めることとしているため、学会においても必要な協力を行うこと。
- ・ 専門研修の質の維持・向上と医療提供体制の確保の両立が図られるよう、日本専門医機構において、地域の医療需要や地理的要因等の実情を踏まえたシーリングの設定及び制度運用の在り方について検討を行うこととしているため、学会においても必要な協力を行うこと。

医師法第 16 条の 10 第 1 項に基づく
厚生労働大臣から一般社団法人日本形成外科学会への意見

1. 医療提供体制の確保に重大な影響を与える可能性に関する事
(医師法第 16 条の 10 関係)

(1) 令和 9 年度専攻医募集におけるシーリング案について

① 全般的な事項

- ・ 令和 8 年度に実施したシーリング制度の見直し及び令和 9 年度から導入することとなる特別地域連携プログラムの連携先要件の見直しについて、今後、日本専門医機構がその効果検証及び課題の整理を行うに当たっては、学会においても必要な協力を行うこと。

② 連携プログラム等について

- ・ 令和 9 年度のシーリングにおいて特別地域連携プログラムの連携先確保に向けて整備した協力体制及び連携候補施設一覧については、日本専門医機構において、基幹施設、連携候補施設、都道府県、学会等の関係者の意見を踏まえながら継続的な改善を図り、特別地域連携プログラムの一層の推進に向けた取組を進めることとしているため、学会においても必要な協力を行うこと。

③ 専門研修指導医のシーリング対象外の都道府県への派遣実績について

- ・ 指導医派遣について、派遣体制の維持・確保の状況や地域医療への効果を適切に把握・検証できるよう、日本専門医機構において、令和 8 年度専攻医募集に係るシーリング数を算出するために収集した指導医派遣実績の詳細な分析を行うこととしているため、学会においても必要な協力を行うこと。
- ・ 今後の指導医派遣実績の収集については、日本専門医機構において、派遣の実態や地域医療への効果を適切に把握・評価できるよう運用することとしている。また、収集項目については、指導医派遣の効果検証や制度運用の改善に資する情報を把握する観点から、日本専門医機構において検討を行うこととしているため、学会においても必要な協力を行うこと。

（２）その他

- ・ 各年度の専攻医募集に向けた一連の手続については、専門研修の円滑な実施、医療提供体制の確保及び関係者の制度運用上の負担の軽減の観点から、専攻医募集開始に係る全体スケジュールの早期化を図ることが望ましい。日本専門医機構において、各工程における調整の在り方や手続の見直しを行うなど、スケジュールの早期化に向けた検討を進めることとしているため、学会においても必要な協力を行うこと。
- ・ 専門研修の質の維持・向上と医療提供体制の確保の両立が図られるよう、日本専門医機構において、地域の医療需要や地理的要因等の実情を踏まえたシーリングの設定及び制度運用の在り方について検討を行うこととしているため、学会においても必要な協力を行うこと。

医師法第 16 条の 10 第 1 項に基づく
厚生労働大臣から一般社団法人日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会への意見

1. 医療提供体制の確保に重大な影響を与える可能性に関すること
(医師法第 16 条の 10 関係)

(1) 令和 9 年度専攻医募集におけるシーリング案について

① 全般的な事項

- ・ 令和 8 年度に実施したシーリング制度の見直し及び令和 9 年度から導入することとなる特別地域連携プログラムの連携先要件の見直しについて、今後、日本専門医機構がその効果検証及び課題の整理を行うに当たっては、学会においても必要な協力を行うこと。

② 連携プログラム等について

- ・ 令和 9 年度のシーリングにおいて特別地域連携プログラムの連携先確保に向けて整備した協力体制及び連携候補施設一覧については、日本専門医機構において、基幹施設、連携候補施設、都道府県、学会等の関係者の意見を踏まえながら継続的な改善を図り、特別地域連携プログラムの一層の推進に向けた取組を進めることとしているため、学会においても必要な協力を行うこと。

③ 専門研修指導医のシーリング対象外の都道府県への派遣実績について

- ・ 指導医派遣について、派遣体制の維持・確保の状況や地域医療への効果を適切に把握・検証できるよう、日本専門医機構において、令和 8 年度専攻医募集に係るシーリング数を算出するために収集した指導医派遣実績の詳細な分析を行うこととしているため、学会においても必要な協力を行うこと。
- ・ 今後の指導医派遣実績の収集については、日本専門医機構において、派遣の実態や地域医療への効果を適切に把握・評価できるよう運用することとしている。また、収集項目については、指導医派遣の効果検証や制度運用の改善に資する情報を把握する観点から、日本専門医機構において検討を行うこととしているため、学会においても必要な協力を行うこと。

（２）その他

- ・ 各年度の専攻医募集に向けた一連の手続については、専門研修の円滑な実施、医療提供体制の確保及び関係者の制度運用上の負担の軽減の観点から、専攻医募集開始に係る全体スケジュールの早期化を図ることが望ましい。日本専門医機構において、各工程における調整の在り方や手続の見直しを行うなど、スケジュールの早期化に向けた検討を進めることとしているため、学会においても必要な協力を行うこと。
- ・ 専門研修の質の維持・向上と医療提供体制の確保の両立が図られるよう、日本専門医機構において、地域の医療需要や地理的要因等の実情を踏まえたシーリングの設定及び制度運用の在り方について検討を行うこととしているため、学会においても必要な協力を行うこと。

医師法第 16 条の 10 第 1 項に基づく
厚生労働大臣から公益社団法人日本小児科学会への意見

1. 医療提供体制の確保に重大な影響を与える可能性に関すること
(医師法第 16 条の 10 関係)

(1) 令和 9 年度専攻医募集におけるシーリング案について

① 全般的な事項

- ・ 令和 8 年度に実施したシーリング制度の見直し及び令和 9 年度から導入することとなる特別地域連携プログラムの連携先要件の見直しについて、今後、日本専門医機構がその効果検証及び課題の整理を行うに当たっては、学会においても必要な協力を行うこと。

② 連携プログラム等について

- ・ 令和 9 年度のシーリングにおいて特別地域連携プログラムの連携先確保に向けて整備した協力体制及び連携候補施設一覧については、日本専門医機構において、基幹施設、連携候補施設、都道府県、学会等の関係者の意見を踏まえながら継続的な改善を図り、特別地域連携プログラムの一層の推進に向けた取組を進めることとしているため、学会においても必要な協力を行うこと。

③ 専門研修指導医のシーリング対象外の都道府県への派遣実績について

- ・ 指導医派遣について、派遣体制の維持・確保の状況や地域医療への効果を適切に把握・検証できるよう、日本専門医機構において、令和 8 年度専攻医募集に係るシーリング数を算出するために収集した指導医派遣実績の詳細な分析を行うこととしているため、学会においても必要な協力を行うこと。
- ・ 今後の指導医派遣実績の収集については、日本専門医機構において、派遣の実態や地域医療への効果を適切に把握・評価できるよう運用することとしている。また、収集項目については、指導医派遣の効果検証や制度運用の改善に資する情報を把握する観点から、日本専門医機構において検討を行うこととしているため、学会においても必要な協力を行うこと。

（２）その他

- ・ 各年度の専攻医募集に向けた一連の手続については、専門研修の円滑な実施、医療提供体制の確保及び関係者の制度運用上の負担の軽減の観点から、専攻医募集開始に係る全体スケジュールの早期化を図ることが望ましい。日本専門医機構において、各工程における調整の在り方や手続の見直しを行うなど、スケジュールの早期化に向けた検討を進めることとしているため、学会においても必要な協力を行うこと。
- ・ 専門研修の質の維持・向上と医療提供体制の確保の両立が図られるよう、日本専門医機構において、地域の医療需要や地理的要因等の実情を踏まえたシーリングの設定及び制度運用の在り方について検討を行うこととしているため、学会においても必要な協力を行うこと。

医師法第 16 条の 10 第 1 項に基づく
厚生労働大臣から公益社団法人日本整形外科学会への意見

1. 医療提供体制の確保に重大な影響を与える可能性に関すること
(医師法第 16 条の 10 関係)

(1) 令和 9 年度専攻医募集におけるシーリング案について

① 全般的な事項

- ・ 令和 8 年度に実施したシーリング制度の見直し及び令和 9 年度から導入することとなる特別地域連携プログラムの連携先要件の見直しについて、今後、日本専門医機構がその効果検証及び課題の整理を行うに当たっては、学会においても必要な協力を行うこと。

② 連携プログラム等について

- ・ 令和 9 年度のシーリングにおいて特別地域連携プログラムの連携先確保に向けて整備した協力体制及び連携候補施設一覧については、日本専門医機構において、基幹施設、連携候補施設、都道府県、学会等の関係者の意見を踏まえながら継続的な改善を図り、特別地域連携プログラムの一層の推進に向けた取組を進めることとしているため、学会においても必要な協力を行うこと。

③ 専門研修指導医のシーリング対象外の都道府県への派遣実績について

- ・ 指導医派遣について、派遣体制の維持・確保の状況や地域医療への効果を適切に把握・検証できるよう、日本専門医機構において、令和 8 年度専攻医募集に係るシーリング数を算出するために収集した指導医派遣実績の詳細な分析を行うこととしているため、学会においても必要な協力を行うこと。
- ・ 今後の指導医派遣実績の収集については、日本専門医機構において、派遣の実態や地域医療への効果を適切に把握・評価できるよう運用することとしている。また、収集項目については、指導医派遣の効果検証や制度運用の改善に資する情報を把握する観点から、日本専門医機構において検討を行うこととしているため、学会においても必要な協力を行うこと。

（２）その他

- ・ 各年度の専攻医募集に向けた一連の手続については、専門研修の円滑な実施、医療提供体制の確保及び関係者の制度運用上の負担の軽減の観点から、専攻医募集開始に係る全体スケジュールの早期化を図ることが望ましい。日本専門医機構において、各工程における調整の在り方や手続の見直しを行うなど、スケジュールの早期化に向けた検討を進めることとしているため、学会においても必要な協力を行うこと。
- ・ 専門研修の質の維持・向上と医療提供体制の確保の両立が図られるよう、日本専門医機構において、地域の医療需要や地理的要因等の実情を踏まえたシーリングの設定及び制度運用の在り方について検討を行うこととしているため、学会においても必要な協力を行うこと。

医師法第 16 条の 10 第 1 項に基づく
厚生労働大臣から一般社団法人日本内科学会への意見

1. 医療提供体制の確保に重大な影響を与える可能性に関すること
(医師法第 16 条の 10 関係)

(1) 令和 9 年度専攻医募集におけるシーリング案について

① 全般的な事項

- ・ 令和 8 年度に実施したシーリング制度の見直し及び令和 9 年度から導入することとなる特別地域連携プログラムの連携先要件の見直しについて、今後、日本専門医機構がその効果検証及び課題の整理を行うに当たっては、学会においても必要な協力を行うこと。

② 連携プログラム等について

- ・ 令和 9 年度のシーリングにおいて特別地域連携プログラムの連携先確保に向けて整備した協力体制及び連携候補施設一覧については、日本専門医機構において、基幹施設、連携候補施設、都道府県、学会等の関係者の意見を踏まえながら継続的な改善を図り、特別地域連携プログラムの一層の推進に向けた取組を進めることとしているため、学会においても必要な協力を行うこと。

③ 専門研修指導医のシーリング対象外の都道府県への派遣実績について

- ・ 指導医派遣について、派遣体制の維持・確保の状況や地域医療への効果を適切に把握・検証できるよう、日本専門医機構において、令和 8 年度専攻医募集に係るシーリング数を算出するために収集した指導医派遣実績の詳細な分析を行うこととしているため、学会においても必要な協力を行うこと。
- ・ 今後の指導医派遣実績の収集については、日本専門医機構において、派遣の実態や地域医療への効果を適切に把握・評価できるよう運用することとしている。また、収集項目については、指導医派遣の効果検証や制度運用の改善に資する情報を把握する観点から、日本専門医機構において検討を行うこととしているため、学会においても必要な協力を行うこと。

（２）その他

- ・ 各年度の専攻医募集に向けた一連の手続については、専門研修の円滑な実施、医療提供体制の確保及び関係者の制度運用上の負担の軽減の観点から、専攻医募集開始に係る全体スケジュールの早期化を図ることが望ましい。日本専門医機構において、各工程における調整の在り方や手続の見直しを行うなど、スケジュールの早期化に向けた検討を進めることとしているため、学会においても必要な協力を行うこと。
- ・ 専門研修の質の維持・向上と医療提供体制の確保の両立が図られるよう、日本専門医機構において、地域の医療需要や地理的要因等の実情を踏まえたシーリングの設定及び制度運用の在り方について検討を行うこととしているため、学会においても必要な協力を行うこと。

医師法第 16 条の 10 第 1 項に基づく
厚生労働大臣から一般社団法人日本脳神経外科学会への意見

1. 医療提供体制の確保に重大な影響を与える可能性に関すること
(医師法第 16 条の 10 関係)

(1) 令和 9 年度専攻医募集におけるシーリング案について

① 全般的な事項

- ・ 令和 8 年度に実施したシーリング制度の見直し及び令和 9 年度から導入することとなる特別地域連携プログラムの連携先要件の見直しについて、今後、日本専門医機構がその効果検証及び課題の整理を行うに当たっては、学会においても必要な協力を行うこと。

② 連携プログラム等について

- ・ 令和 9 年度のシーリングにおいて特別地域連携プログラムの連携先確保に向けて整備した協力体制及び連携候補施設一覧については、日本専門医機構において、基幹施設、連携候補施設、都道府県、学会等の関係者の意見を踏まえながら継続的な改善を図り、特別地域連携プログラムの一層の推進に向けた取組を進めることとしているため、学会においても必要な協力を行うこと。

③ 専門研修指導医のシーリング対象外の都道府県への派遣実績について

- ・ 指導医派遣について、派遣体制の維持・確保の状況や地域医療への効果を適切に把握・検証できるよう、日本専門医機構において、令和 8 年度専攻医募集に係るシーリング数を算出するために収集した指導医派遣実績の詳細な分析を行うこととしているため、学会においても必要な協力を行うこと。
- ・ 今後の指導医派遣実績の収集については、日本専門医機構において、派遣の実態や地域医療への効果を適切に把握・評価できるよう運用することとしている。また、収集項目については、指導医派遣の効果検証や制度運用の改善に資する情報を把握する観点から、日本専門医機構において検討を行うこととしているため、学会においても必要な協力を行うこと。

（２）その他

- ・ 各年度の専攻医募集に向けた一連の手続については、専門研修の円滑な実施、医療提供体制の確保及び関係者の制度運用上の負担の軽減の観点から、専攻医募集開始に係る全体スケジュールの早期化を図ることが望ましい。日本専門医機構において、各工程における調整の在り方や手続の見直しを行うなど、スケジュールの早期化に向けた検討を進めることとしているため、学会においても必要な協力を行うこと。
- ・ 専門研修の質の維持・向上と医療提供体制の確保の両立が図られるよう、日本専門医機構において、地域の医療需要や地理的要因等の実情を踏まえたシーリングの設定及び制度運用の在り方について検討を行うこととしているため、学会においても必要な協力を行うこと。

医師法第 16 条の 10 第 1 項に基づく
厚生労働大臣から一般社団法人日本泌尿器科学会への意見

1. 医療提供体制の確保に重大な影響を与える可能性に関すること
(医師法第 16 条の 10 関係)

(1) 令和 9 年度専攻医募集におけるシーリング案について

① 全般的な事項

- ・ 令和 8 年度に実施したシーリング制度の見直し及び令和 9 年度から導入することとなる特別地域連携プログラムの連携先要件の見直しについて、今後、日本専門医機構がその効果検証及び課題の整理を行うに当たっては、学会においても必要な協力を行うこと。

② 連携プログラム等について

- ・ 令和 9 年度のシーリングにおいて特別地域連携プログラムの連携先確保に向けて整備した協力体制及び連携候補施設一覧については、日本専門医機構において、基幹施設、連携候補施設、都道府県、学会等の関係者の意見を踏まえながら継続的な改善を図り、特別地域連携プログラムの一層の推進に向けた取組を進めることとしているため、学会においても必要な協力を行うこと。

③ 専門研修指導医のシーリング対象外の都道府県への派遣実績について

- ・ 指導医派遣について、派遣体制の維持・確保の状況や地域医療への効果を適切に把握・検証できるよう、日本専門医機構において、令和 8 年度専攻医募集に係るシーリング数を算出するために収集した指導医派遣実績の詳細な分析を行うこととしているため、学会においても必要な協力を行うこと。
- ・ 今後の指導医派遣実績の収集については、日本専門医機構において、派遣の実態や地域医療への効果を適切に把握・評価できるよう運用することとしている。また、収集項目については、指導医派遣の効果検証や制度運用の改善に資する情報を把握する観点から、日本専門医機構において検討を行うこととしているため、学会においても必要な協力を行うこと。

（２）その他

- ・ 各年度の専攻医募集に向けた一連の手続については、専門研修の円滑な実施、医療提供体制の確保及び関係者の制度運用上の負担の軽減の観点から、専攻医募集開始に係る全体スケジュールの早期化を図ることが望ましい。日本専門医機構において、各工程における調整の在り方や手続の見直しを行うなど、スケジュールの早期化に向けた検討を進めることとしているため、学会においても必要な協力を行うこと。
- ・ 専門研修の質の維持・向上と医療提供体制の確保の両立が図られるよう、日本専門医機構において、地域の医療需要や地理的要因等の実情を踏まえたシーリングの設定及び制度運用の在り方について検討を行うこととしているため、学会においても必要な協力を行うこと。

医師法第 16 条の 10 第 1 項に基づく
厚生労働大臣から公益社団法人日本皮膚科学会への意見

1. 医療提供体制の確保に重大な影響を与える可能性に関すること
(医師法第 16 条の 10 関係)

(1) 令和 9 年度専攻医募集におけるシーリング案について

① 全般的な事項

- ・ 令和 8 年度に実施したシーリング制度の見直し及び令和 9 年度から導入することとなる特別地域連携プログラムの連携先要件の見直しについて、今後、日本専門医機構がその効果検証及び課題の整理を行うに当たっては、学会においても必要な協力を行うこと。

② 連携プログラム等について

- ・ 令和 9 年度のシーリングにおいて特別地域連携プログラムの連携先確保に向けて整備した協力体制及び連携候補施設一覧については、日本専門医機構において、基幹施設、連携候補施設、都道府県、学会等の関係者の意見を踏まえながら継続的な改善を図り、特別地域連携プログラムの一層の推進に向けた取組を進めることとしているため、学会においても必要な協力を行うこと。

③ 専門研修指導医のシーリング対象外の都道府県への派遣実績について

- ・ 指導医派遣について、派遣体制の維持・確保の状況や地域医療への効果を適切に把握・検証できるよう、日本専門医機構において、令和 8 年度専攻医募集に係るシーリング数を算出するために収集した指導医派遣実績の詳細な分析を行うこととしているため、学会においても必要な協力を行うこと。
- ・ 今後の指導医派遣実績の収集については、日本専門医機構において、派遣の実態や地域医療への効果を適切に把握・評価できるよう運用することとしている。また、収集項目については、指導医派遣の効果検証や制度運用の改善に資する情報を把握する観点から、日本専門医機構において検討を行うこととしているため、学会においても必要な協力を行うこと。

（２）その他

- ・ 各年度の専攻医募集に向けた一連の手続については、専門研修の円滑な実施、医療提供体制の確保及び関係者の制度運用上の負担の軽減の観点から、専攻医募集開始に係る全体スケジュールの早期化を図ることが望ましい。日本専門医機構において、各工程における調整の在り方や手続の見直しを行うなど、スケジュールの早期化に向けた検討を進めることとしているため、学会においても必要な協力を行うこと。
- ・ 専門研修の質の維持・向上と医療提供体制の確保の両立が図られるよう、日本専門医機構において、地域の医療需要や地理的要因等の実情を踏まえたシーリングの設定及び制度運用の在り方について検討を行うこととしているため、学会においても必要な協力を行うこと。

医師法第 16 条の 10 第 1 項に基づく
厚生労働大臣から公益社団法人日本麻酔科学会への意見

1. 医療提供体制の確保に重大な影響を与える可能性に関すること
(医師法第 16 条の 10 関係)

(1) 令和 9 年度専攻医募集におけるシーリング案について

① 全般的な事項

- ・ 令和 8 年度に実施したシーリング制度の見直し及び令和 9 年度から導入することとなる特別地域連携プログラムの連携先要件の見直しについて、今後、日本専門医機構がその効果検証及び課題の整理を行うに当たっては、学会においても必要な協力を行うこと。

② 連携プログラム等について

- ・ 令和 9 年度のシーリングにおいて特別地域連携プログラムの連携先確保に向けて整備した協力体制及び連携候補施設一覧については、日本専門医機構において、基幹施設、連携候補施設、都道府県、学会等の関係者の意見を踏まえながら継続的な改善を図り、特別地域連携プログラムの一層の推進に向けた取組を進めることとしているため、学会においても必要な協力を行うこと。

③ 専門研修指導医のシーリング対象外の都道府県への派遣実績について

- ・ 指導医派遣について、派遣体制の維持・確保の状況や地域医療への効果を適切に把握・検証できるよう、日本専門医機構において、令和 8 年度専攻医募集に係るシーリング数を算出するために収集した指導医派遣実績の詳細な分析を行うこととしているため、学会においても必要な協力を行うこと。
- ・ 今後の指導医派遣実績の収集については、日本専門医機構において、派遣の実態や地域医療への効果を適切に把握・評価できるよう運用することとしている。また、収集項目については、指導医派遣の効果検証や制度運用の改善に資する情報を把握する観点から、日本専門医機構において検討を行うこととしているため、学会においても必要な協力を行うこと。

（２）その他

- ・ 各年度の専攻医募集に向けた一連の手続については、専門研修の円滑な実施、医療提供体制の確保及び関係者の制度運用上の負担の軽減の観点から、専攻医募集開始に係る全体スケジュールの早期化を図ることが望ましい。日本専門医機構において、各工程における調整の在り方や手続の見直しを行うなど、スケジュールの早期化に向けた検討を進めることとしているため、学会においても必要な協力を行うこと。
- ・ 専門研修の質の維持・向上と医療提供体制の確保の両立が図られるよう、日本専門医機構において、地域の医療需要や地理的要因等の実情を踏まえたシーリングの設定及び制度運用の在り方について検討を行うこととしているため、学会においても必要な協力を行うこと。

医師法第 16 条の 10 第 1 項に基づく
厚生労働大臣から公益財団法人日本眼科学会への意見

1. 医療提供体制の確保に重大な影響を与える可能性に関すること
(医師法第 16 条の 10 関係)

(1) 令和 9 年度専攻医募集におけるシーリング案について

① 全般的な事項

- ・ 令和 8 年度に実施したシーリング制度の見直し及び令和 9 年度から導入することとなる特別地域連携プログラムの連携先要件の見直しについて、今後、日本専門医機構がその効果検証及び課題の整理を行うに当たっては、学会においても必要な協力を行うこと。

② 連携プログラム等について

- ・ 令和 9 年度のシーリングにおいて特別地域連携プログラムの連携先確保に向けて整備した協力体制及び連携候補施設一覧については、日本専門医機構において、基幹施設、連携候補施設、都道府県、学会等の関係者の意見を踏まえながら継続的な改善を図り、特別地域連携プログラムの一層の推進に向けた取組を進めることとしているため、学会においても必要な協力を行うこと。

③ 専門研修指導医のシーリング対象外の都道府県への派遣実績について

- ・ 指導医派遣について、派遣体制の維持・確保の状況や地域医療への効果を適切に把握・検証できるよう、日本専門医機構において、令和 8 年度専攻医募集に係るシーリング数を算出するために収集した指導医派遣実績の詳細な分析を行うこととしているため、学会においても必要な協力を行うこと。
- ・ 今後の指導医派遣実績の収集については、日本専門医機構において、派遣の実態や地域医療への効果を適切に把握・評価できるよう運用することとしている。また、収集項目については、指導医派遣の効果検証や制度運用の改善に資する情報を把握する観点から、日本専門医機構において検討を行うこととしているため、学会においても必要な協力を行うこと。

（２）その他

- ・ 各年度の専攻医募集に向けた一連の手続については、専門研修の円滑な実施、医療提供体制の確保及び関係者の制度運用上の負担の軽減の観点から、専攻医募集開始に係る全体スケジュールの早期化を図ることが望ましい。日本専門医機構において、各工程における調整の在り方や手続の見直しを行うなど、スケジュールの早期化に向けた検討を進めることとしているため、学会においても必要な協力を行うこと。
- ・ 専門研修の質の維持・向上と医療提供体制の確保の両立が図られるよう、日本専門医機構において、地域の医療需要や地理的要因等の実情を踏まえたシーリングの設定及び制度運用の在り方について検討を行うこととしているため、学会においても必要な協力を行うこと。

医師法第 16 条の 10 第 1 項に基づく
厚生労働大臣から公益社団法人日本精神神経学会への意見

1. 医療提供体制の確保に重大な影響を与える可能性に関すること
(医師法第 16 条の 10 関係)

(1) 令和 9 年度専攻医募集におけるシーリング案について

① 全般的な事項

- ・ 令和 8 年度に実施したシーリング制度の見直し及び令和 9 年度から導入することとなる特別地域連携プログラムの連携先要件の見直しについて、今後、日本専門医機構がその効果検証及び課題の整理を行うに当たっては、学会においても必要な協力を行うこと。

② 連携プログラム等について

- ・ 令和 9 年度のシーリングにおいて特別地域連携プログラムの連携先確保に向けて整備した協力体制及び連携候補施設一覧については、日本専門医機構において、基幹施設、連携候補施設、都道府県、学会等の関係者の意見を踏まえながら継続的な改善を図り、特別地域連携プログラムの一層の推進に向けた取組を進めることとしているため、学会においても必要な協力を行うこと。

③ 専門研修指導医のシーリング対象外の都道府県への派遣実績について

- ・ 指導医派遣について、派遣体制の維持・確保の状況や地域医療への効果を適切に把握・検証できるよう、日本専門医機構において、令和 8 年度専攻医募集に係るシーリング数を算出するために収集した指導医派遣実績の詳細な分析を行うこととしているため、学会においても必要な協力を行うこと。
- ・ 今後の指導医派遣実績の収集については、日本専門医機構において、派遣の実態や地域医療への効果を適切に把握・評価できるよう運用することとしている。また、収集項目については、指導医派遣の効果検証や制度運用の改善に資する情報を把握する観点から、日本専門医機構において検討を行うこととしているため、学会においても必要な協力を行うこと。

（２）その他

- ・ 各年度の専攻医募集に向けた一連の手続については、専門研修の円滑な実施、医療提供体制の確保及び関係者の制度運用上の負担の軽減の観点から、専攻医募集開始に係る全体スケジュールの早期化を図ることが望ましい。日本専門医機構において、各工程における調整の在り方や手続の見直しを行うなど、スケジュールの早期化に向けた検討を進めることとしているため、学会においても必要な協力を行うこと。
- ・ 専門研修の質の維持・向上と医療提供体制の確保の両立が図られるよう、日本専門医機構において、地域の医療需要や地理的要因等の実情を踏まえたシーリングの設定及び制度運用の在り方について検討を行うこととしているため、学会においても必要な協力を行うこと。